

IP-VOD サービス「milplus（みるプラス）」契約約款

福井ケーブルテレビ株式会社 及び さかいケーブルテレビ株式会社（以下「当社」という）は、当社が別に定めるケーブルテレビサービス契約約款およびこの「IP-VOD サービス「milplus」（みるプラス）契約約款」（以下「本約款」という）に基づき、IP-VOD サービス「milplus」（以下「本サービス」という）を提供します。

第1条（約款の適用）

1. 本約款は、当社が提供する本サービスに関し適用されるものとし、本サービスを利用する加入者（以下「加入者」という）は、本約款及びケーブルテレビサービス契約約款を遵守するものとし、
2. 本約款に規定のない事項についてはテレビ約款が適用されます。
3. 当社は、本サービスの運營業務の一部を提携事業者および業務委託先に委託することが出来ます。
4. 当社は、加入者の承諾なく、本約款を変更することがあります。その場合には、本サービス提供条件は変更後の約款によるものとし、

第2条（本サービスの内容）

1. 本サービスは当社および提携事業者のネットワーク網および設備等を使用して当社が提供する映像その他のコンテンツ（以下「ビデオコンテンツ」という）を視聴することができる映像配信サービス（以下「ビデオサービス」という）です。
2. 本サービスは地域事情、建物（配線）状況により利用できない場合があります。

第3条（本サービス利用条件）

1. 当社は本サービスを、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる団体への提供は行わないものとし、
2. 本サービスの提供は、当社が提供する下表に定めるケーブルテレビサービスに加入しているものとし、また、本サービスをTVで視聴する場合は30Mbps以上のスピードのインターネット環境を推奨します。なお、下表に定めるサービスを停止若しくは解約した場合は、本サービスも解約するものとし、

ケーブルテレビサービス	デジタルライトコース、デジタルスタンダードコース
-------------	--------------------------

3. 本サービスの利用にあたっては、本約款を承諾の上、当社所定の手続きに従い必要事項の登録を行うことにより申込みものとし、必要事項の登録は正確に事実を登録するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の登録をしてはならないものとし、
4. 本サービスの対象地区は日本国内とします。

第4条（契約の単位）

1. 1契約に対して、本サービスを利用するにあたり必要となる契約ID（以下「ID」という）を1つ付与するものとし、
2. 本サービス利用のための機器は、1IDにつき最大5台まで登録できるものとし、
3. ビデオコンテンツの同時利用は1IDにつき登録が完了した機器のうち最大3台までとします。ただ

し、同一 ID においては異なる登録完了の機器であっても同時に同一のビデオコンテンツの利用はできないものとします。

第5条(契約の成立)

1. 本サービスの契約については、加入申込者が本約款及び提携事業者の規約に同意し、当社所定の申込方法で申込み、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。
2. 当社は、次の各号に該当する場合には、その加入申込を承諾しないことがあります。また、当社は承諾後においても次の各号に該当する事項が判明した場合は違約の攻めを負うことなく、その承諾を取り消すことができるものとします。
 - (1) 加入申込者が当社の提供する他のサービスで債務の支払いを滞った経歴がある場合
 - (2) 申込内容に虚偽の記載があった場合
 - (3) 加入申込者が本契約に違反するおそれがあると認められる場合
 - (4) 料金等のお支払い方法について当社の定める方法に従っていただけない場合
 - (5) 加入申込者が未成年であり、かつ法定代理人の同意を得ていない場合
 - (6) 本サービスの提供を受けるために必要な環境の構築が困難と判断される場合
 - (7) その他、当社の業務の遂行上支障のあるとき

第6条(最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、申込月を含めて2ヶ月とします。途中解約の場合は1ヶ月分の利用料が発生します。また、日割り計算は行っておりません。

第7条(本サービスの種類)

本サービスには次の各号で定める種類があります。

(1) 「見放題パック プライム」

当社が提供する月額固定料金自動更新型の有料ビデオ・オン・デマンドサービスで、スポーツなどのライブ配信も含まれます。

(2) 「見逃し番組」

当社とチャンネル視聴契約のある加入者に対し、放送事業者及び番組供給事業者がプロモーションを目的として無料提供するビデオ・オン・デマンドサービスで、各チャンネルで放送された番組の中から特定範囲の番組を見逃し視聴対象番組として、当月の月初から月末までの1ヶ月間を利用単位として利用できるサービスです。

(3) 「FOD」

フリー・オン・デマンド (Free On Demand) の略称で、当社ないしは提携事業者と本サービスに関する契約が結ばれていることを前提として無料で映像コンテンツを視聴できるサービスです。

第8条(本サービスの視聴申込)

1. 本サービスの視聴を希望される方(以下「視聴希望者」という)は、別途定める当社指定の申込方法や当社および提携事業者が提供するポータルサイト、アプリ等の画面において、加入者 ID、パスワードその他認証情報を用いて視聴を申し込むものとします。

2. 当社は、TVで視聴するために必要な端末機（以下「IP-STB」という）または別途定める「IPVODサービス「milplus」利用に関する機器仕様」を満たしたPC若しくはスマホ、タブレット等の機器（以下「推奨機器」という）を通じて本サービスを加入者に提供するものとします。
3. 「見放題パック プライム」の視聴希望者は、別途定める当社指定の申込方法により利用契約を締結するものとします。

第9条（視聴年齢制限付コンテンツ）

1. 本サービスには、視聴年齢制限を設けて提供するコンテンツ（以下「視聴年齢制限付コンテンツ」という）があります。視聴年齢制限付コンテンツは、視聴可能な年齢に到達している加入者が暗証番号入力を行うことにより、視聴することができます。
2. 成人向け及び年齢制限のあるコンテンツを視聴するための暗証番号は、20歳以上の加入者からの申請に対して、当社もしくは提携事業者を通じ所定の方法により通知します。
3. 暗証番号は4桁の数字であり、当社が別に定める方法により加入者が任意の番号に変更できるものとします。
4. 加入者は、暗証番号について注意をもって管理するものとし、不正使用が想定される事態を発見したときは、加入者が暗証番号を変更する等の措置を講じるものとします。当社は、最低視聴年齢に満たないものが視聴年齢制限付コンテンツを視聴したことによる損害について、その損害を賠償しないものとします。また、加入者は、第三者による暗証番号およびパスワードの不正使用等により発生した本サービスの料金等について、その金額を当社に支払うものとします。

第10条（認証情報）

1. 本サービス利用の際に、加入者は当社が別途定める方法にてIDとパスワードを取得・設定するものとします。
2. 加入者は、自らの認証情報について、自己の責任によって厳正管理するものとし、認証情報を第三者に開示し、利用させ、その他貸与等を行うことはできないものとします。また認証情報を第三者が知ることができる物件上に手記・放置する、生年月日等の第三者に類推されやすい情報を認証情報にする等の注意義務を怠ると認められる行為をしないものとします。
3. 認証情報を利用して行われた行為は、全て加入者によって行われたものとみなし、加入者は当該行為について責任を負うものとします。
4. 加入者は、認証情報が第三者に知られた場合、第三者に不正に利用されている疑いのある場合または認証情報の失念があった場合、当社へ直ちにその旨を通知するものとし、認証情報の不正利用等が拡大しないようにするものとします。
5. 加入者は、認証情報のうち、自ら設定するパスワードを定期的に変更するものとします。
6. 加入者は、自己のIDおよびパスワードが使用されたことにより当社、提供事業者または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。

第11条（端末機などの貸与）

1. 当社は、必要に応じIP-STB及びリモコンなどの付属品を貸与するものとし、その貸出料は別表1で定めるものとします。

2. 当社は IP-STB に故障が生じた場合は、無償にてその修理、交換その他必要な措置を講ずるものとし
ます。また、当社が認める場合を除き加入者は IP-STB の交換を請求できないものとします。ただし、
加入者の故意、過失による IP-STB の交換の故障、破損、紛失などの場合は、別表 2 に定める料金を
当社に支払うものとします。
3. リモコンは利用開始より 1 年間で当社の補償期間とし、2 年目以降の交換に関しては理由の如何に
関わらず、加入者は別表 2 に定める料金を支払うものとします。
4. 加入者は加入契約終了時に、IP-STB 及びリモコン等付属品を当社に返還するものとします。
5. 加入者は、当社が必要に応じて行う IP-STB のバージョンアップ作業の実施に同意するものとしま
す。

第 12 条 (料金)

1. 加入者は別表 1 に定める本サービスの料金を当社に支払うものとします。
2. 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。
3. milplus 基本利用料及び IP-STB 貸出利用料は、申込月の利用料は料金が発生しませんが、翌月から
の利用料を支払うものとします。
4. 「見放題パック プライム」は申込月の利用料は料金が発生しませんが、翌月から利用料を支払うも
のとし、申込月に解約する場合は 1 ヶ月分の月額利用料が発生します。また、日割り
計算は行っておりません。なお、当月利用料は翌月に支払うものとします。
5. 第 16 条(一時中断)により、加入者がサービスの全部若しくは一部の利用ができない状態が生じた
場合でも、その期間中、加入者は利用料及び IP-STB 貸出利用料の支払いの義務を要するものとしま
す。
6. 当社は、社会経済情勢の変化、提供するサービスの内容の変更に伴い、料金の改定をすることがあ
ります。その場合は、改定の 1 ヶ月前までに当該加入者に通知します。
7. 加入者が、ジュピターエンタテインメント株式会社 (以下「JE」という) が提供する「見放題パッ
ク ジャンル」および「TVOD」を視聴した場合、当社は、JE の定めるところに従い、JE の加入者に対
する債権の譲渡を受けるものとします。これにより、加入者は、「見放題パック ジャンル」および
「TVOD」の利用料を当社に支払うものとします。
8. 当社は利用料等の収納業務を収納代行業者に委託することがあります。

第 13 条 (料金の支払い方法)

1. 加入者が当社に支払う料金の支払い方法は、ケーブルテレビサービスの口座振替の支払いとするも
のとし、これ以外の方法により支払う場合は双方の合意に基づく方法によるものとします。
2. 加入者は当社が本サービスに必要な ID、パスワードを加入者に通知した時点で、料金の支払い義務
が発生するものとし、当社が指定する期日までに前 1 項の支払い方法により支払うものとします。
3. 加入者は、本サービスに必要な工事を当社に依頼した場合は、当社の工事が完了した時点で工事費
の支払い義務が発生するものとし、当社が指定する期日までに前 1 項の支払い方法により支払うもの
とします。
4. 当社は加入者が当社に支払う料金について、原則として請求書及び領収書の発行は行わないものと
します。

第14条 (料金の返還)

当社側の責めに帰すべき事由により、本サービスが利用できない状態となった場合、料金の取り扱いについては、以下の各号のとおりとします。

(1) 「milplus 基本利用料」 及び 「IP-STB 貸出利用料」

「milplus」が全く利用できない状態であることを当社が認知した時刻から起算して、10日以上にわたって連続して提供できなかった場合は、当社は利用者の申告に基づき、当該月分の料金を無料とします。

(2) 「見放題パック プライム利用料」

「見放題パック プライム」が全く利用できない状態であることを当社が認知した時刻から起算して24時間以上連続して提供できなかった場合は、当社は利用者の申告に基づき、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります)について24時間毎に日数を計算し、その日数に対応する料金を返還します。

第15条 (禁止行為)

加入者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号で定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) ビデオコンテンツを複製もしくは複製し、または翻訳もしくは編集、修正、改ざんその他の変更を加える行為
- (2) ビデオコンテンツを私的使用の範囲を超えて第三者に視聴させる行為
- (3) 不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
- (4) 本サービスの提供に支障を来し、またはそのおそれがある行為
- (5) 前各号に定めるほか、当社または第三者が所有する著作権、著作隣接権等の知的財産権その他の権利を侵害し、またはそのおそれがある行為
- (6) 法令もしくは公序良俗に違反し、またはそのおそれがある行為

第16条 (サービスの一時中断)

1. 当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を一時中断することがあるものとします。

- (1) 当社が本サービスを提供するために使用する設備について、障害が発生しまたは保守点検もしくは改修等を行う場合
- (2) 火災、停電、天災およびその他不可効力により本サービスを提供できない場合
- (3) その他、当社が本サービスを提供することが困難であると判断した場合

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を一時中断する場合には、当社が適当と判断する方法で事前に加入者に通知するものとします。但し、緊急の場合は、この限りでないものとします。

第17条 (責任)

1. 当社及び提携事業者は、第16条(サービスの一時中断)、もしくは第24条(提供の停止及び解除)により、加入者または第三者に損害が発生した場合においても一切の責任を負わないものとします

2. 当社及び提携事業者は、事前に当社及び提携事業者が適当と認める方法で加入者及び契約者に周知することにより、加入者に何らの補償をすることなく、本サービスの内容を変更し、または全部もしくは一部を中止することができます。これにより加入者または第三者に損害が発生した場合であっても、当社及び提携事業者はその責任を一切負わないものとします。
3. 当社は、ビデオコンテンツの完全性、正確性、確実性及び有用性等について、如何なる保証も行わないものとします。また、本サービスの提供において、当社及び提携事業者が採用する暗号技術は、当社及び提携事業者が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証もおこなわないものとします。
4. 加入者は、本サービスを利用するにあたり、自らの責任と費用で機器や通信手段等の必要な環境を整えて本サービスにアクセスする必要があります。当社は機器や通信手段等の不具合にかかる責任を負わないものとします。
5. 加入者が本サービスの利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、当社は、一切の責任を負わないものとし、加入者は自己の責任と費用負担においてかかる第三者に生じた損害または損失およびこれに関連するすべての問題を処理解決し、当社に何ら負担が生じることのないようにするものとします。
6. 加入者が本約款に違反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社等に損害を与えた場合、当社等は、当該加入者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。
7. 加入者は、本サービス提供期間中、当社から貸与された機器を加入者自らの注意を持って管理し、それら機器の分解または損壊はしないものとします。これに反した場合は加入者自身の負担により復旧するものとします。
8. 無線LANについて下記の各号を免責とします。
 - (1) 無線LANの通信は、建物の構造、隣接する無線機器との干渉や妨害ノイズ影響を受け、利用できない場合があります。
 - (2) 無線LANの通信は、第三者に通信の中身を見られたり、不正侵入されたりする危険性を伴うため、十分なセキュリティの設定をする必要があります。
 - (3) 当社は、無線LANの使用または管理に起因したいかなる損害についても、加入者がその責任においてこれを処理、解決するものとし、一切責任を負わないものとします。

第18条（本サービスの利用の制限）

1. 加入者は、当社が事前に承認した場合（情報等に関して権利を持つ第三者がいる場合には、当社を通じ、事前に当該第三者の承認を取得することを含む）を除き、本サービスを通じて入手したいかなる情報等についても、加入者個人としての私的使用以外の目的には使用しないものとします。
2. 加入者は本サービスに関して、私的使用の目的を超える行為、営業活動、営利を目的とした行為、およびそれらの準備を目的とした行為を行わないものとします。

第19条（知的財産権および成果物の帰属）

1. 本サービス上で提供される全てのビデオコンテンツに係わる著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、すべて当社およびビデオコンテンツの提供者に帰属します。加入者はビデオコンテンツの視聴のみできるものとし、ビデオコンテンツの二次利用お

よび第三者への転許諾等一切行うことはできません。

2. 加入者がアンケート等で当社に回答いただいた内容等についての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、全て当社に帰属するものとし、加入者は、自己が回答した内容等につき著作権人格権を行使しないものとします。

第20条（権利義務の譲渡等の禁止）

加入者は、本約款に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与または質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

第21条（一時停止）

当社は本サービスの一時停止は認めないものとします。

第22条（設置場所の変更）

1. 加入者は次の場合に限り IP-STB の設置場所を変更できるものとします
 - (1) 変更先が同一建物及び同一敷地内
 - (2) 変更先が当社の業務区域内かつ当社の定める技術基準に適合する場合
2. 変更に必要な費用はすべて加入者の負担とします。

第23条（解約）

1. 加入者は、本契約を解約しようとするときは、解約を希望する日の10日前までに当社に申し出るものとします。
2. 加入者は、解約日の属する月の1ヶ月分の利用料全額を支払うものとします。なお、日割り計算は行っておりません。
3. 当社は、前1項による解約の場合、第11条（端末機などの貸与）第4項に準ずるものとします。また、撤去工事等が発生した場合、加入者は別表2に定める費用を支払うものとします。

第24条（提供の停止及び解除）

当社は、加入者が次のいずれかに該当する場合は、催促なしに、サービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。この場合において加入者もしくは第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 料金の支払いの延滞
- (2) 当社の届け出内容に虚偽があったことが判明した場合
- (3) 本サービスの提供を妨害した場合
- (4) 加入者が第3条第1項及び第2項の利用条件の適用から外れた場合
- (5) 本約款または提供事業者約款のいずれかに違反した場合
- (6) 本サービスの利用に関連して、他の加入者に損害を与えたことが明らかな場合
- (7) 料金等の支払い方法について当社の定める方法に従っていただけない場合
- (8) その他当社が加入者として不適切と判断した場合

第25条（個人情報、通信内容等の利用）

1. 加入者が本サービスを利用する過程において、当社が知り得た個人情報の取り扱いについては、当社が別途定める「プライバシーポリシー」を適用するものとします。
2. 加入者は、個人を識別することができる情報（個人情報）ならびに本サービスの利用履歴、アクセス履歴等の利用履歴等（履歴情報）を、当社が次の目的で収集および利用することにつき、あらかじめ承諾するものとします。
 - (1) 本サービスに関する情報の提供
 - (2) 本サービスの向上を目的とした視聴者調査
 - (3) 本サービスの保守サポート
 - (4) 本サービスの利用状況等に関する各種統計処理
 - (5) 本サービス及び当社が提供するその他サービスを行う上でその業務上必要な場合
 - (6) 業務の一部を当社が別途指定する者（提携事業者、金融機関、配送業者、工事業者、及び行政機関）に委託する場合
3. 加入者は本サービスの利用にあたり、前項に加えて加入者の通信内容が記録されることについて承諾するものとし、当社は、その必要に応じ、法令に反しない範囲でその内容を確認して必要な利用をするものとします。
4. 当社は、加入者のアクセス履歴および利用状況の調査のため、その他加入者に最適のサービスを提供するために、加入者が当社のサーバーにアクセスする際のIPアドレスに関する情報、携帯端末でアクセスした場合には携帯端末の機体識別番号に関する情報、およびクッキー（Cookie）の技術を利用して加入者のアクセス履歴等に関する情報を収集します。加入者がブラウザでクッキーを拒否するための設定を行った場合、本サービスの利用が制限されることがあります。
5. 第2項および前項で収集した情報は、法令に反しない範囲で、前項に定める目的のために利用し、必要な範囲で情報の取り扱いを委託先に委託する場合があります。また、正当な理由がある場合を除き、第三者に提供または開示等しないものとします。
6. 当社は、加入者、第三者の生命・身体・財産の保護、または本サービスの運営や当社の権利・財産の保護のために必要があると判断した場合、必要に応じ、法令に反しない範囲で加入者に関する事項を自ら利用し、または警察その他の公的機関や著作権等の財産権・その他諸権利を有すると合理的に推測される者等に開示・提供することができるものとします。
7. 個人情報の入力をいただけない場合、本サービスのお申込を受け付ける事ができません。
8. お客様にはご自身の個人情報について開示・訂正・削除を要求する権利があります。請求の方法に関しては下記、個人情報に関する連絡先までお問い合わせください。

当社の個人情報保護管理者及び個人情報に関する連絡先

【福井市 及び 今立郡池田町でご利用のお客様】

福井ケーブルテレビ 個人情報保護管理者 Pマーク担当者

FAX 番号 0776-20-3699

【坂井市 及び あわら市でご利用のお客様】

さかいケーブルテレビ 業務部長

FAX 番号 0776-58-0722

第26条（通信の秘密）

1. 当社は、電気通信事業法及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）に基づき、契約者の通信の秘密を守ります。
2. 次に掲げる場合は、通信の秘密の適用除外とするものとします。
 - （1） 通信当事者の同意がある場合。
 - （2） 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第218条（裁判官の発する令状による差押等）に基づく強制の処分が行われる場合。
3. 加入者は本サービスの利用にあたり、前2項に加えて加入者の通信内容が記載されることについて承諾するものとし、当社及び提携事業者はその必要に応じ、法令に反しない範囲でその内容を確認して必要な利用をするものとします。
4. 加入者は、当社及び提携事業者が本サービスの利用履歴、アクセス履歴等（履歴情報）、その本サービスに係る通信ログを次の目的で収集・記録・分析し、下記の目的で利用することにつき、あらかじめ承諾するものとします。
 - （1） 本サービスの提供（本サービスの利用状況等に応じたサービスの提供・課金及びお勧め番組の表示を含む）
 - （2） 加入者からの問い合わせ
 - （3） 本サービスが取り扱う商品・サービス等の案内、ダイレクトメール等の送付・配信（電子メール・郵便・メール便などによる送付）
 - （4） 当社及び提携事業者は、本条に基づき適切に収集した個人情報をもとに、マーケティング調査・分析データ、本サービスに関する利用や嗜好などの傾向分析データなど、ユーザ個人が特定できない方法、形式に加工したものを作成及び利用すること

第27条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は、本約款の趣旨に従い誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

第28条（管轄裁判所）

当社は加入契約により生じる一切の紛争については福井地方裁判所を管轄裁判所とします。

第29条（約款の改定）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。なお、最新の約款は当社のホームページ上にて公開します。

付則

- （1） 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします
- （2） この約款は、平成26年8月1日より施行します

料金表

別表1

1. 初期導入費用

項目	価格
加入登録料	無料
ID, パスワード設定	無料
IP-STB 設置	実費

2. サービス利用料金

品目	月額料金
milpulus 基本利用料	150円
IP-STB 貸出利用料	200円/台
見放題パック プライム	933円
見逃し番組	0円 (基本利用料に含む)
FOD	0円 (基本利用料に含む)

- ・ IP-STB は TV で視聴を希望される場合に必要となります。
- ・ FCTV インターネットプレミアムコース以上の加入者の場合、または見放題パック プライムの加入者の場合は、IP-STB 貸出利用料は1台分が無料となります。

別表2

1. STB、付属品料金表

品目	料金
IP-STB	10,000円/台
リモコン	2,000円/台

2. 解約に関する料金

項目	料金
撤去工事	実費

表記の金額はすべて税抜き価格です。消費税分は別途精算させていただきます。